

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和8年5月20日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1. 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更する旨を届け出たときは、その運送約款については、認可を受けたものとみなす。

()

問2 【道路交通法】

車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するにあたって車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

()

問3【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、利益の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の採算性の向上に努めなければならない。

()

問4【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

()

問5【道路交通法】

車両は、駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

()

問6【道路交通法】

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。

()

問7【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を經營しない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業を經營しない法人が存続すると

き又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。

()

問 8 【貨物自動車運送事業法施行規則】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な法令に関する知識に関しても審査するものとする。

()

問 9 【労働基準法】

使用者が、労働基準法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 2 割 5 分以上 5 割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について 60 時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 5 割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

()

問 10 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法に違反したときは、1 2 月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命じることができる。

()

問 11 【自動車事故報告規則】

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、その使用する自動車について、自動車事故報告規則で定められた事故があった場合には、当該事故があった日から 60 日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書 3 通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理

部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

()

問 1 2 【労働安全衛生法】

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

()

問 1 3 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、運行管理者資格者証の交付を受けている者が貨物自動車運送事業法若しくは貨物自動車運送事業法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その運行管理者資格者証の返納を命ずることができる。

()

問 1 4 【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後 30 日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を提出しなければならない。

()

問 1 5 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

()

問 1 6 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、必要な事項を記載し、写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、当該運転者が運転者でなくなるまでの間、これを保存しなければならない。

()

問 1 7 【道路運送法】

この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

()

問 1 8 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、1週間ごとに、必要事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者に対し、適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければならない。

()

問 1 9 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を促進することをいう。

()

問 2 0 【道路運送車両法】

自動車の所有者は、登録されている使用者の氏名又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、道路運送車両法第13条の規定による移転登録又は第15条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

()

問 2 1 【貨物自動車運送事業法】

許可を受けようとする者が、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

()

問 2 2 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、全ての事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

()

問 2 3 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

()

問 2 4 【労働基準法】

労働基準法上の使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

()

問 2 5 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

運行管理者は、業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、一般貨物自動車運送事業者等に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

()

問 2 6 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、特定の地域（特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金にあっては、特定の地域間。以下この項において同じ。）において、一般貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金がその供給輸送力及び輸送需要量の不均衡又は物価その他の経済事情の変動により著しく高騰し、又は下落するおそれがある場合において、公衆の利便又は一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、当該特定の地域を指定して、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、期間を定めて標準運賃及び標準料金を定めることができる。

()

問 27 【道路交通法】

停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その前方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

()

Ⅱ. 次の問 28 から問 30 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 28 【貨物自動車運送事業法施行規則】

事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、貨物自動車運送事業法施行規則で定める届出事項を除き認可が必要となります。次の中で認可事項に該当するものに○を、届出事項（軽微な事項等）に該当するものに×を記入してください。【完全解答式】

- ア. 休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力の変更 ()
- イ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別の変更 ()
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更 ()
- エ. 主たる事務所の名称及び位置の変更 ()

問 29 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示（平成元年2月9日労働省告示第7号、最終改正：令和4年12月23日厚生労働省告示367号）によって定められています。次の中から正しいものを3つ選び、（ ）に記入してください。【完全解答式】

- ア. 拘束時間は、1箇月について293時間超えないものとする
こと。
 - イ. 1日についての拘束時間は、10時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、13時間とすること。
 - ウ. 勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めなければならない。
 - エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする
こと。
 - オ. 連続運転時間は、4時間を超えないものとする
こと。
- () () ()

問30【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者の運転者は、事業用自動車の乗務について遵守しなければならない事項として、正しいものを次のア～ウの中から全て選び、（ ）内に記入してください。【完全解答式】

- ア. 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者
に申し出ること。
- イ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者
に申し出ること。
- ウ. 携帯電話を事業用自動車に持ち込むときは、その旨を貨物自動車
運送事業者
に申し出ること。

()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和8年5月20日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1. (運送約款) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更する旨を届け出たときは、その運送約款については、認可を受けたものとみなす。

(第10条第1項、第3項) 誤：変更する旨を届け出たときは (×)

問2 (車両等の使用者の義務) 【道路交通法】

車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するにあたって車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

第74条第2項 (○)

問3 (輸送の安全性の向上) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、利益の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の採算性の向上に努めなければならない。

(第13条) 利益→輸送の安全 採算性→安全性 (×)

問4 (過労運転の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

(第3条第4項) (○)

問5 (駐車を禁止する場所) 【道路交通法】

車両は、駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

(第45条第2項) (○)

問6 (交通事故の場合の措置) 【道路交通法】

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。

(第72条第1項) (○)

問7 (事業の譲渡及び譲受け等) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業を営まない法人が存続すると

き又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。

(第30条第2項)

(×)

問8 (事業の遂行能力の審査) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な法令に関する知識に関しても審査するものとする。

(第3条の6第4号) (○)

問9 (時間外、休日及び深夜の割増賃金) 【労働基準法】

使用者が、労働基準法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

(第37条)

(○)

問10 (許可の取消し等) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法に違反したときは、12月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命じることができる。

(第33条) 12月→6月 (×)

問11 (報告書の提出) 【自動車事故報告規則】

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、その使用する自動車について、自動車事故報告規則で定められた事故があった場合には、当該事故があった日から60日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理

部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(第3条第1項) 60日→30日 (×)

問12 (健康診断) 【労働安全衛生法】

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

(第66条) (○)

問13 (運行管理者資格者証の返納) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、運行管理者資格者証の交付を受けている者が貨物自動車運送事業法若しくは貨物自動車運送事業法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その運行管理者資格者証の返納を命ずることができる。

(第18条)

(○)

問14 (運賃及び料金の届出) 【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、運賃料金設定(変更)届出書を提出しなければならない。

(第2条の2) (○)

問15 (名義の利用等の禁止) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

(第28条第1項) (○)

問16 (運転者台帳) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、必要な事項を記載し、写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、当該運転者が運転者でなくなるまでの間、これを保存しなければならない。

(第9条の5) 運転者でなくなってから3年間保存 (×)

問 1 7 (目的) 【道路運送法】

この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

第 1 条 誤：国民経済の健全な発達に寄与すること 正：公共の福祉を増進すること
(×)

問 1 8 (運行指示書による指示等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、1週間ごとに、必要事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者に対し、適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければならない。

(第 9 条の 3 第 1 項) 第 7 条第 3 項に規定する乗務を含む運行ごと (×)

問 1 9 (定義) 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を促進することをいう。

(第 2 条第 5 項) 誤：促進 正：実質的に制限 (×)

問 2 0 (変更登録) 【道路運送車両法】

自動車の所有者は、登録されている使用者の氏名又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から 15 日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、道路運送車両法第 13 条の規定による移転登録又は第 15 条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

(第 12 条第 1 項) 使用者の氏名の変更は変更登録に該当しない。(×)

問 2 1 (欠格事由) 【貨物自動車運送事業法】

許可を受けようとする者が、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

(第5条第1項) 執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年 (×)

問 2 2 (運行記録計による記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、全ての事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(第9条) 全ての→第9条各号に列举される事業用自動車 (×)

問 2 3 (報告の徴収及び立入検査) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(第60条第4項) (○)

問 2 4 (男女同一賃金の原則) 【労働基準法】

労働基準法上の使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

(第4条) (○)

問 2 5 (運行管理者の指導及び監督) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

運行管理者は、業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、一般貨物自動車運送事業者等に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

第22条「運行管理者」と「一般貨物自動車運送事業者等」が逆になる。

(×)

問26 (標準運賃及び標準料金) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、特定の地域（特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金にあっては、特定の地域間。以下この項において同じ。）において、一般貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金がその供給輸送力及び輸送需要量の不均衡又は物価その他の経済事情の変動により著しく高騰し、又は下落するおそれがある場合において、公衆の利便又は一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、当該特定の地域を指定して、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、期間を定めて標準運賃及び標準料金を定めることができる。

(第63条) (○)

問27 (乗合自動車の発進の保護) 【道路交通法】

停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その前方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

(第31条の2)

前方→後方 (×)

II. 次の問28から問30の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問28 (事業計画の変更の認可の申請) (事業計画の変更の届出)

【貨物自動車運送事業法施行規則】

事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、貨物自動車運送事業法施行規則で定める届出事項を除き認可が必要となります。次の中で認可事項に該当するものに○を、届出事項（軽微な事項等）に該当するものに×を記入してください。（完全解答式）

ア. 休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力の変更 (○)

イ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別の変更 (○)

- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更 (O)
- エ. 主たる事務所の名称及び位置の変更 (X)

(第5条、第7条)

問29 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示（平成元年2月9日労働省告示第7号、最終改正：令和4年12月23日厚生労働省告示367号）によって定められています。次の中から正しいものを3つ選び、() に記入してください。

(第4条) (正) ア. 284時間 イ. 13時間、15時間

- ア. 拘束時間は、1箇月について293時間超えないものとする
こと。
- イ. 1日についての拘束時間は、10時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、13時間
とすること。
- ウ. 勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めなければなら
ない。
- エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1
週間当たり44時間を超えないものとする
こと。
- オ. 連続運転時間は、4時間を超えないものとする
こと。

(ウ)(エ)(オ)

問30 (運転者) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者の運転者は、事業用自動車の乗務について遵守しなければならない事項として、正しいものを次のア～ウの中から全て
選び、() 内に記入してください。【完全解答式】

- ア. 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者
に申し出ること。
- イ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることが
できないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者

に申し出ること。

ウ．携帯電話を事業用自動車に持ち込むときは、その旨を貨物自動車
運送事業者に申し出ること。

(第17条) (ア、イ)

令和8年5月20日に行いました貨物自動車運送事業法令試験の合格者は以下のとおりです。

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位:人

	R8.5.20	
受験者数	16	
合格者数	12	

※「受験者数」は欠席者を含む。